

令和2年度 第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会
(会議録)

- 日 時：令和3年2月2日(火) 午後1時30分～午後3時15分
 - 会 場：鶴岡市役所6階大会議室
 - 協議事項：(1) 地域生活支援拠点について
(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害福祉計画(案)について
(3) 意見・質疑応答
 - 出席委員(敬称略)
櫻井好和委員(会長)、橋本廣美委員(副会長)、沢邊みさ子委員、小野俊孝委員、板垣壯典委員、長谷川薫委員、梅津久美委員、庄司敏明委員、木津美加子委員、神田秀人委員(代理出席：斉藤正樹)、奥山敦委員、早川隆委員、山吉泰委員(代理出席：五十嵐仁)、後藤淳委員、相田健治委員、佐藤雅之委員、成澤和則委員、佐藤満子委員、阿毛稔委員、石塚研委員、後藤重好委員、石川一郎委員、本間仁子委員
 - 欠席委員
佐藤豊継委員
 - 市側出席職員(事務局)
(本庁舎)
健康福祉部長 渡邊健、健康福祉部参事兼福祉課長 齋藤秀雄、同障害福祉係障害福祉主査 大江山守、同係長 佐藤正好、同障害福祉専門員 富樫由美子、同障害福祉専門員 菅原史恵、同主事 渡部和樹
(地域庁舎)
藤島庁舎市民福祉課主任 百瀬由有、羽黒庁舎市民福祉課主査 鶴巻重子、櫛引庁舎市民福祉課主事 松田優、朝日庁舎市民福祉課市民福祉専門員 丸山真紀、温海庁舎市民福祉課市民福祉専門員 川村慎吾
(鶴岡市障害者相談支援センター)
所長 佐藤由美、主任 粕谷香織、主任 菅原健史、主任 奥泉里子、主事 佐藤郁子
 - 公開・非公開の別 公開
1. 開会
 2. 挨拶
 3. 会長及び副会長の選出
 4. 協議事項
 - (1) 地域生活支援拠点について (説明：資料 渡部主事)
 - 委員 拠点事業の対象はどの範囲か。サービス未利用者も対象か。
 - 事務局 主には障害福祉サービスを利用している方だが、未利用者も想定されるため、対応できるようにしていく必要があると認識している。

- 委員 居室確保策として、空き室を借り上げる方法は取らないのか。
- 事務局 他市では短期入所事業所の借上げによる居室確保をする例もあるが、本市では、短期入所・共同生活援助等を活用した緊急時対応とし、定員を超えた受入の場合でも拠点事業としての対応であれば減算としないこととして進めるもの。

(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害福祉計画(案)について

(説明：資料 大江山障害福祉主査)

- 委員 説明スライドP17「7その他の活動指標(見込量)」中、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築において、協議の場を設置とあったが、既にあるものか、どういった会か。当事者も参画しているか。
- 事務局 保健医療福祉関係者の協議の場として既に障害者地域自立支援協議会において「地域移行地域定着支援委員会」を設けている。当事者の参加はないが、相談支援事業所・医療機関・保健所からの参画を得て、障害ある方を支える体制づくりを検討中。将来的には当事者からの意見を聴く場があってもいいと考える。

- 委員 P17、小学校・中学校の特別支援学級の子供たちの人数の記載について。今、教育現場ではインクルーシブ教育システムという切れ目のないかわりを要す軽度から障害の状況によって様々な支援が必要な子供たちがいる。現状把握の場合は、鶴岡市民として子供たちの数も入れていただくことでより説得力のある資料になる。今後の参考になるのではないか。
- 委員 通級指導教室とは、養護学校に通っている子か、普通学校に通っている子か。
- 委員 小学校にあり、ことばの教室、発達障害の子供たちの教室が挙げられる。特別支援学級は知的障害もあれば、自閉症・情緒障害の学級もある。最近では肢体不自由の学級がある。障害・状況に応じ各校で自分の将来のために学んでいる。
- 委員 学校生徒については教育委員会とも協力して進めていく必要があるのでは。

- 委員 P34、「住まいの場の確保」にてグループホームの新規開設や公営住宅の利用促進という記述が相当前からあるが、庁内で実際どのような話になっているか。
- 事務局 住まいの確保については、国交省と厚労省の間で公営住宅の運用について打ち出されており、財政的にも措置されている。市の市営住宅の条例の中でもグループホームに関する記述があると捉えている。担当の建築課とも市営住宅のグループホーム化について確認したところ、グループホーム化を目指す法人側からの相談に来てもらえればと聞いており、ニーズがあれば福祉課も参画し進めていきたいと考えている。

- 委員 「誰一人取り残さない」という言葉をよく使っているが、障害福祉計画も「誰一人取り残さない」という考えに基づいて作られているのか。
- 事務局 大きな枠組みと捉えている。鶴岡には現在9つの相談支援事業所があり、協議

会においても相談支援部会をもって障害だけではなく、各セッションとのかかわりをもっていく。加えて、療育の場では保育園、保健機関であれば乳幼児健診、学校などライフステージに係る支援体制、県の機関であれば児童相談所、医療機関、療育センターなどが連携して小さいうちから大人になっても発達障害児者の支援、障害の有無にかかわらず地域包括支援センターや色々なところが連携することで少しでも「誰一人取り残さない」ものとなればと考える。

- 委員 権利擁護について。条例策定を受け、合理的配慮をしていただくため、また広げるためにも自身も活動・発信をしていかなければならないと思っている。この計画には非常時のことが抜けているのではないかと思った。避難所利用時のトイレや段差などの環境条件、「ヘルプカード」活用についても危機管理の担当と連携してもらいたい。
- 事務局 災害についての計画は今回の障害福祉計画には詳しい記載はないが、危機管理担当と障害についての話合いの場を検討していきたい。
- 委員 P18「(4) 障害ある子どもの進路について」、支援教育はとても重要と思う。高校再編が進んでいる中、障害のある方にとっては選択肢が狭まっている。さらにコロナ禍にあり活動が制約され現状把握が難しいところだが、進路選択について市でも把握されているか。一般の高校に進学した後、就労支援では特別支援学校とは違う。障害特性が分かっているでもそれをオープンにして就職活動に挑むことが難しい状況。相談支援がいても学校と福祉とうまく連携がとれない。その子達ができるだけうまく就職や生活ができるように、中学・高校の連携、障害を持ちながらも相談支援や様々な関係機関との繋がりを持ちながら生活できればと思う。
- 委員 中学校における発達障害のある児童に対する進路先が限られていること、募集停止になった学校があることは課題と認識。児童・保護者の希望を聞き、中学校でも相談、各高校とも連携しながら進路選択できるようにしているところ。高校でも通級指導教室という鶴岡では小学校だけだが、県内では、中学校にもある、LD, ADHDがある。高校でも設置ということで聞いている。通級について県教育委員会から拡充してもらおうなど学べる形を構築していければ。
- 委員 通学の便が心配という声がある。障害により訓練しないと離れた場所に行くことに不安がある。通学面での相談は実際あるか、合どういう指導をしているか。
- 委員 学校に聞くと把握している旨聞いた。一般高校になるが、離れた場所への通学は大変だろうが、家庭でも付き添う、場合によって送迎をするなども必要になるのではないか。
- 委員 教育と福祉の連携はなかなかうまくいっておらず課題だと思う。自立支援協議会において部会・個別事例でも検討している。

- 委員 県立高校にもスクールソーシャルワーカーの配置を希望する。庄内地域を管轄としたエリアスクールソーシャルワーカーを高校版としての配置により今の課題に対応できないか。
- 委員 「ひきこもり」の記述は案P49のみか。もう少しボリュームほしい。
- 事務局 ひきこもりについては、イコール障害ではなく、精神障害などの障害があることが背景にあると承知しているが、ひきこもりへの支援という記載はなく、精神障害者も含めたひきこもり支援ということで記載している。
- 委員 P48 成年後見について。中核機関をつくる件、実働部隊であり、これはいいと思う。それに計画も作るべきだと思う。H30年12月時点で60市町村、3.5%と全国的にも少ない。中核機関は28.3%、先に機関をつくることは悪くない。R5年度までに計画を作るという。中核機関が計画も作っていくのでどうか。法律にも記載されており、計画に根拠は作らなければならないのでは。
- 事務局 成年後見制度利用促進実施計画では、今年度鶴岡市では介護とともに進め、文言記載して作成したということで。このことを計画には記載する予定でいる。通知を踏まえ、鶴岡ではできているという理解でいる。拠点をどのように作っていくか緊急時どのように対応するか、
- 委員 他市町の計画を見るとコロナ禍の中の障害福祉計画になっていたが、鶴岡市ではどうか。
- 事務局 コロナも同様に対応できるということで拠点の中で可能であるため記載はない。
- 委員 アンケート対象について、全てが対象者に含まれていないと感じた。医療受診にについては、現場では新規を含めた慢性的な受診待ちがある現状であり、アンケート記入するにあたって混乱する部分も見受けられた。項目に注意してほしい。
- 委員 別紙37(2)地域社会への広報啓発活動の内容について。就労移行支援が大幅に下回った。アンケートからも職場の理解も限られるということが見て取れた。一般就労の方は市民意識の醸成にむけて取り組むことが大事であるので地域社会への働きかけを強調してほしい。
- 委員 P48 発達障害者への支援について、適切に対応することで二次障害（不登校・引きこもり）が防げるという記載があるが、防ぐべきは自己肯定感や社会不安による不登校やひきこもりの状況を招くことであり、不登校やひきこもりという書き方に疑問がある。配慮願いたい。
- 委員 P45 発達障害のペアレントトレーニング等となっている点、メンターの記載はないのかと思った。あるいはメンターも含めた表現になっているのか伺いたい。

○事務局 発達障害者支援センターの研修が年数回あり、受講により周知を図っていく。
精神障害者だけでなく、関係課とも協力してペアレントトレーニングをしていく予定。メンター事業についても10月から3月に開催、事業所にも周知していきたい。

(3) 意見・質疑応答

5. 閉会